

## 令和7年度保育の仕事職場体験事業 受入施設登録要領

### 1 事業概要

#### (1) 事業名「令和7年度保育の仕事職場体験事業」

#### (2) 事業の目的

保育士を目指す又は保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象に、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めることを目的とする。

#### (3) 体験参加対象者

保育の仕事に興味・関心のある東京都内の高等学校在学学生

#### (4) 体験期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月30日（土）

### 2 受入れ施設の登録について

#### (1) 登録の趣旨

標記事業の実施にあたり高校生に対し職場体験の機会を提供する施設の登録を行う。

#### (2) 登録にかかる主なスケジュール（予定）

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 3月 3日（月）    | 受入施設募集案内・登録受付開始 |
| 3月24日（月）・正午 | 登録受付期限          |
| 4月 7日（月）    | 受入施設の決定         |
| 4月14日（月）    | 受入施設公表、体験申込受付開始 |

#### (3) 受入対象施設

東京都内で認可保育所、認証保育所又は認定こども園（地域型保育所、自治体独自制度を除く）を運営する者であって、下記ア～エの条件をすべて満たしていること。

ア 令和7年7月1日時点で開設後1年以上経過していること

イ 応募日から起算して過去1年間に、労働基準法等の労働関係法令、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられていないこと

ウ 応募日から起算して過去1年間に、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく改善等の命令又は指定の取り消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと

エ 社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告を行っていること

### 3 登録にかかる事業内容

#### (1) 事業の実施方法

① 受入施設は、「受入施設登録フォーム」より登録を行う。

- ② センターは登録内容を確認し、受入施設として承認した場合に、職場体験インターネット検索システムに公開する。その際、施設所在地の記載不備等、ホームページ等で正しい内容を確認できる軽微な内容であれば、センターにて適宜修正を行う。
- ③ 参加を希望する高校生は職場体験インターネット検索システムから受入施設を検索し、在学する高校を通じて参加申込みを行う。センターはその調整・決定を行い、受入施設と参加を希望する高校生（以下「参加高校生」という。）に参加決定を通知する。なお、体験希望者がいない場合もあり得る。
- ④ 体験2日目終了後、受入施設は、参加高校生から「体験報告書」の提出を受け、参加者へのメッセージを記入し、当日中に参加高校生に対し返却する。
- ⑤ 受入施設は、「**実施報告書**」をセンターに提出し、実施状況の報告を行う。

## （2）受入日数及び体験時間

- ① 体験日数は1回あたり2日間（連続する2日でなくても可）とする。
- ② 体験時間は日勤時間帯とし、1日当たり8時間以内とする（休憩時間含む）。尚、開始時間及び終了時間は受入施設により設定した時間とする。
- ③ 上記1（4）の体験期間中であれば、2日間を1回として、10回の範囲内で登録できるものとする。ただし、各回の体験時間については全て同じ時間で設定する。

## （3）受入人数

- ① 1回あたりの受入人数については最大5名までの範囲で受入施設の規模等に応じ設定できるものとする。

## （4）体験の内容

受入施設は、以下の体験を組み合わせる参加高校生に行わせることとする。

- ① 参加高校生の自己紹介、園内オリエンテーション
- ② 園児たちの遊びの補助
- ③ 園児たちの食事、着替え、排せつ、午睡等の補助
- ④ 製作や記録の作成等事務補助
- ⑤ 現役保育士との交流会
- ⑥ 振り返り

## （5）参加高校生との連絡・調整

- ① 体験当日（土日・祝日除く）までの連絡については、原則的にセンターを通じて行うこととする。ただし、参加が決定した高校生には受入施設へ事前挨拶等の連絡をするよう案内しており、この対応については受入施設が行うこととする。その際、必要に応じ体験参加にあたっての注意事項を伝えるとともに、参加高校生よりアレルギー等で体験上の特別な配慮が必要と思われる旨相談があった場合には対応等を伝える。
- ② センターにて参加高校生に対して体験参加にあたっての注意事項等を伝える事前オリエンテーションを実施するため、受入施設が体験日以外に事前オリエンテーションを設定することは認めない。
- ③ 体験当日の連絡については、受入施設と参加高校生が直接行うこととし、その内容を受入施設は速やかにセンターに報告する。

#### (6) 細菌検査等

- ① センターにて、参加高校生全員に対し、細菌検査を実施する。
- ② 指定された期日までに細菌検査を受けなかった場合又は検査結果で陽性が出た場合、当該高校生は参加不可とする。検査結果が陽性であった場合のみ、センターから参加高校生及び受入施設に連絡する。
- ③ 事前の検査は細菌検査のみとし、麻しん及び風しんの予防接種及び健康診断及びX線の健康診断、その他感染症に関する検査を体験受入れの要件とすることは認めない。
- ④ 参加高校生全員に対し、センターより健康チェック表を配布する。参加高校生が必要事項を記載の上、体験参加当日に受入施設に提出する。

#### (7) 体験に伴う事故等への対応

- ① センターにて、参加高校生が体験中の事故等により生じた損害を補償するボランティア保険に加入する。
- ② 事故があった場合、受入施設は速やかにセンターに報告し、適切な対応をとること。

#### (8) 個人情報の取扱いについて

- ① 参加高校生の緊急連絡先等の個人情報は、予め本人の同意を得た上で、センターより受入施設に報告する。受入施設はこれを適切に管理し、事業終了後速やかに破棄すること（検査結果が陽性であった場合等の細菌検査の結果を含む。）。
- ② その他、本事業における個人情報の取扱いは、受入施設の個人情報保護規定に基づき適正に管理するものとする。
- ③ 参加高校生が体験中に知り得た情報の取扱いについては、本事業の同意書によるものとする。

#### (9) 体験費用

- ① 体験費用は1人につき1日5,000円（税込）とし、受入施設は、「**体験経費請求書**」によりセンターに体験費用を請求する。請求書は、令和7年9月5日（金）までに提出すること。
- ② センターは、受入れ施設からの請求書をもとに10月中に受入施設へ体験費用を支払うこととする。
- ③ 参加高校生の体験に最低限必要な物品購入費は、参加高校生から受入施設が直接徴収するものとし、受入施設は参加高校生に対し、領収証を発行すること。原則的に昼食代等必要が生じた経費は1日ごと徴収するものとする。
- ④ 交通費は参加高校生の自己負担とする。
- ⑤ 参加高校生は上記③、④以外に体験にかかる費用は負担しないものとする。
- ⑥ 参加高校生に対する体験にかかる賃金は支給されないものとする。
- ⑦ 参加高校生の細菌検査費用及びボランティア保険加入にかかる保険料についてはセンターが負担する。

#### 4 受入にあたっての注意事項

- ① 体験は、実習とは異なることから、受入施設は参加高校生の評価はしないこととする。
- ② 天災等やむを得ない事情により、体験を実施することが困難とされる場合は、原則的にセンターにおいて体験実施日前日の午後5時までに実施の可否を判断し、参加高校生及び受

入施設に連絡する（センターホームページにも掲載）。なお、実施の可否は1日目・2日目それぞれで判断する。体験実施日に受入れができなかった場合は、原則的にセンターが仲介し振替に向けた調整を行う。

- ③ 体験参加高校生の決定は、高校生の希望をもとにアトラダムで実施する。そのため、受入施設として登録が承認された場合でもすべての施設に対し体験者が決定するとは限らない。

## 5 登録手続き

### （1）登録期間

令和7年3月3日（月）から3月24日（月）・正午まで。なお、内容に不備があり、締切日に間に合わない場合は受理しない。

### （2）登録方法

- ① センターホームページ「保育の仕事 職場体験事業(高校生向け)」に掲載の登録フォームより必要事項を入力の上登録を行う。

【センターHP】『ホイクマ』で検索が可能。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/hoiku/kokosei.html>

※登録にあたっては、別添資料『登録手続きにおける注意事項』を参照し、必ず入力内容を確認のうえ手続きを行うこと。

※原則センターでの修正は行わず、登録が承認された場合、入力された内容が職場体験インターネット検索ページへ公開される。

### （3）登録結果

登録施設数が600を超えた場合は抽選とする。登録内容をセンターにて確認し、受入施設として承認した場合、令和7年4月7日（月）にメールにて通知する。また、それらの受入保育施設の情報は、職場体験インターネット検索システムに4月14日（月）付で公開する。

#### <問い合わせ先>

東京都保育人材・保育所支援センター

（社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター内）

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階

TEL:03-5211-2912 FAX:03-5211-1494

E-mail:hoijinc@tcsw.tvac.or.jp

ホームページ: <https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/hoiku/kokosei.html>

（「ホイクマ」で検索 → 「高校生職場体験」欄）